# 一般国道の指定区間を指定する政令 （昭和三十三年政令第百六十四号）

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分を有する一般国道で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三五年五月三一日政令第一三六号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

# 附則（昭和三六年四月二五日政令第一一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年五月一日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年五月一〇日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年五月二〇日政令第一五九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年三月二九日政令第五九号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年五月二七日政令第一七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年五月三〇日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年七月二八日政令第二六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年七月三一日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年六月二五日政令第二二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年七月二五日政令第二〇三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年四月一日政令第五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年三月三〇日政令第六一号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月二八日政令第一一六号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附則（昭和四七年五月一日政令第一四四号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月一二日政令第七四号）

この政令は、昭和四十八年四月十六日から施行する。

# 附則（昭和四九年四月一九日政令第一三三号）

この政令は、昭和四十九年四月二十二日から施行する。

# 附則（昭和五〇年三月二七日政令第四六号）

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年五月一〇日政令第一〇八号）

この政令は、昭和五十一年五月十三日から施行する。

# 附則（昭和五二年四月一五日政令第六七号）

この政令は、昭和五十二年四月十八日から施行する。

# 附則（昭和五三年三月三〇日政令第六三号）

この政令は、昭和五十三年四月五日から施行する。

# 附則（昭和五四年四月六日政令第一〇四号）

この政令は、昭和五十四年四月九日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月五日政令第八一号）

この政令は、昭和五十五年四月十日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月七日政令第一二〇号）

この政令は、昭和五十六年四月十三日から施行する。

# 附則（昭和五七年四月一三日政令第一一八号）

この政令は、昭和五十七年四月十六日から施行する。

# 附則（昭和五八年四月五日政令第八八号）

この政令は、昭和五十八年四月十一日から施行する。

# 附則（昭和五九年四月一一日政令第九一号）

この政令は、昭和五十九年四月十六日から施行する。

# 附則（昭和六〇年四月九日政令第一〇二号）

この政令は、昭和六十年四月十五日から施行する。

# 附則（昭和六一年四月七日政令第一一四号）

この政令は、昭和六十一年四月十二日から施行する。

# 附則（昭和六二年五月二一日政令第一七一号）

この政令は、昭和六十二年五月二十九日から施行する。

# 附則（昭和六三年四月八日政令第一二一号）

この政令は、昭和六十三年四月十一日から施行する。

# 附則（平成元年五月二九日政令第一五六号）

この政令は、平成元年六月一日から施行する。

# 附則（平成二年六月八日政令第一五一号）

この政令は、平成二年六月十四日から施行する。

# 附則（平成三年四月一二日政令第一三七号）

この政令は、平成三年四月十五日から施行する。

# 附則（平成四年四月一〇日政令第一四八号）

この政令は、平成四年四月二十日から施行する。

# 附則（平成五年四月一日政令第一三六号）

この政令は、平成五年四月八日から施行する。

# 附則（平成六年七月二九日政令第二五四号）

この政令は、平成六年八月一日から施行する。

# 附則（平成七年五月二四日政令第二一八号）

この政令は、平成七年六月一日から施行する。

# 附則（平成八年五月三一日政令第一七二号）

この政令は、平成八年六月七日から施行する。

# 附則（平成九年四月一日政令第一五六号）

この政令は、平成九年四月十日から施行する。

# 附則（平成一〇年一〇月二日政令第三一六号）

この政令は、平成十年十月十二日から施行する。

# 附則（平成一一年四月二三日政令第一四九号）

この政令は、平成十一年四月三十日から施行する。

# 附則（平成一二年五月八日政令第二二二号）

この政令は、平成十二年五月十五日から施行する。

# 附則（平成一三年六月一日政令第一九一号）

この政令は、平成十三年六月八日から施行する。

# 附則（平成一四年五月七日政令第一六六号）

この政令は、平成十四年五月九日から施行する。

# 附則（平成一五年五月二八日政令第二三五号）

この政令は、平成十五年六月四日から施行する。

# 附則（平成一六年九月一〇日政令第二六八号）

この政令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

# 附則（平成一六年一一月一九日政令第三五八号）

この政令は、平成十六年十一月二十七日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二七日政令第六七号）

この政令は、平成十八年三月二十九日から施行する。

# 附則（平成一九年二月二一日政令第二五号）

この政令は、平成十九年三月一日から施行する。  
ただし、別表二十三号の項、百一号の項、百八号の項、百二十六号の項及び百五十六号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百六十三号の項の改正規定は同年三月十二日から、同表二百七十一号の項の次に一項を加える改正規定は同月十八日から施行する。

# 附則（平成一九年一二月七日政令第三五五号）

この政令は、平成十九年十二月十四日から施行する。  
ただし、別表三百三十号の項の改正規定は同月十七日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二一日政令第五七号）

この政令は、平成二十年三月三十日から施行する。

# 附則（平成二一年三月二三日政令第五〇号）

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

# 附則（平成二一年五月二七日政令第一四〇号）

この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月一二日政令第二六号）

この政令は、平成二十二年三月十四日から施行する。

# 附則（平成二三年三月三〇日政令第四五号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二二日政令第五〇号）

この政令は、平成二十四年三月二十四日から施行する。  
ただし、別表百十三号の項の改正規定は同月二十九日から、同表二十五号の項及び二十六号の項、百六十五号の項並びに三百七十五号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年一〇月一二日政令第二五五号）

この政令は、平成二十四年十月十七日から施行する。

# 附則（平成二五年三月二一日政令第六八号）

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。  
ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同月二十四日から施行する。

# 附則（平成二五年六月二一日政令第一八六号）

この政令は、平成二十五年六月二十三日から施行する。

# 附則（平成二六年三月一九日政令第六六号）

この政令は、平成二十六年三月二十三日から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月三一日政令第三五二号）

この政令は、平成二十六年十一月三日から施行する。

# 附則（平成二七年二月二五日政令第五五号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同月十五日から施行する。

# 附則（平成二七年四月二二日政令第二一九号）

この政令は、平成二十七年四月二十九日から施行する。

# 附則（平成二八年三月一八日政令第六八号）

この政令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。  
ただし、別表四十八号の項、百九十一号の項及び二百三号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年七月二七日政令第二六三号）

この政令は、平成二十八年七月三十日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二四日政令第四四号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
ただし、別表百十三号の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

# 附則（平成二九年七月五日政令第一八二号）

この政令は、平成二十九年七月八日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月七日政令第四三号）

この政令は、平成三十年三月十日から施行する。  
ただし、別表四十七号の項の改正規定は同月十八日から、同表百六十一号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年一一月九日政令第三〇九号）

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

# 附則（平成三一年一月二三日政令第九号）

この政令は、平成三十一年一月二十六日から施行する。

# 附則（平成三一年三月一日政令第三一号）

この政令は、平成三十一年三月三日から施行する。  
ただし、別表百一号の項の改正規定は同月二十六日から、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年一二月二〇日政令第一九三号）

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

# 附則（令和二年三月二三日政令第五一号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。